

国 都 街 第 5 9 号  
令 和 3 年 9 月 3 0 日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長 殿

国土交通省都市局  
街路交通施設課長  
(公 印 省 略)

### 機械式駐車設備の適切な維持管理について

国土交通省では、機械式駐車設備の安全確保に関する取組として、平成30年7月13日に「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を作成しております。

近年、機器等の交換が適切に実施されなかったことによる機械式駐車設備の事故が発生しているため、本指針に示す「機械式駐車設備標準保守点検項目」について、交換を促進できるよう項目を見直しました。また、本指針では、所有者及び管理者から製造者への設備の適切な維持管理に係る問い合わせに対応する仕組みを製造者において整備することとしており、この仕組みを引き続き所有者及び管理者のほか、保守点検事業者も理解する必要があるため、本指針の「保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」を見直しました。

本指針は、路外駐車場管理者が機械式駐車設備を駐車場法施行令に定める技術的基準に適合するように維持するために必要と考える機械式駐車設備の保守点検に係る標準的な事項を定めたものです。また、路外駐車場以外の駐車場の管理者が管理する機械式駐車設備についても、本指針への準拠を推奨しております。

なお、実際に個別の機械式駐車設備を管理するにあたり、本指針の内容を包含したより重点的な保全計画や、本指針と同程度以上の安全性確保に資する保全計画等を策定・運用することを必ずしも拒むものではないことを申し添えます。

貴職におかれましては、貴会会員に対して、機械式駐車設備の安全性確保に向けて、本指針の内容および本指針による適切な維持管理について周知していただきますようお願いいたします。

<担当者連絡先>

国土交通省都市局街路交通施設課 太田・梶原・花房  
電話 03-5253-8416 (直通)